

一宮温泉病院における 医療に係る安全管理のための基本方針

当院では、医療安全の確保及び推進を目的とし質の高い医療を提供する体制を確立するための基本方針を定めています。

1. 基本方針

患者さんの安全を確保するために、病院全体の組織的事故防止対策を推進し医療事故を無くし、安心して安全な医療が受けられる環境を整備する。

2. 安全管理のための組織と役割の基本事項

- 1) 医療安全管理委員会を設置する。主に各所属長で構成する。
- 2) 専任の医療安全管理者を置き、院内の安全管理に努める。
- 3) 医療安全活動の実働組織として、医療安全推進者会議を設置する。
各所属より選抜したメンバーで構成し、再発防止のため、医療安全対策委員会への審議事項を検討する。
- 4) 発生した医療事故に適切に対応するため、院内医療事故調査委員会を設置する。また、予期せぬ死亡に対しては、医療事故調査制度に基づき、医療事故の事実調査や再発防止について検討し、組織としての対応を示す。

3. 事故報告等に基づき医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

- 1) 医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全対策マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。
- 2) 医療事故及び医療事故が発生する危険性のあった事例については、速やかに対応措置を講じるとともに、确实、迅速な報告を行うものとする。
報告された医療事故については、事実関係を把握し、原因分析調査を行い、改善策を立てて周知徹底する。改善策が有効に機能しているか点検評価する。
- 3) 院長や委員は、報告された内容について職務上知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- 4) 報告を行った職員に対して、これを理由に不利益な取り扱いを行ってはならない。